

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月13日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第9号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「死亡診断書又は埋火葬許可証の写し及び被保険者証又は被保険者資格証明書」を「葬祭執行の事実を証明する書類」に改め、ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。